

○厚岸町建設工事共同企業体運用基準

平成8年4月1日

訓令第8号

第1 建設工事共同企業体の運用基準

工事の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であることを遵守し、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）を活用する場合には、次の運用内容を基準とする。

1 特定企業体の運用基準

(1) 活用の対象工事

特定企業体の対象工事は、大規模かつ技術的難度の高い工事を施行するに際し、技術力等を結集することにより、安定的施工を確保する必要がある場合の工事等で、その規模はおおむね2億円以上とする。

特定企業体は、共同企業体を競争入札の参加要件として定めたことにより結成される場合のほか、工事情報の公開内容に基づき、その情報の内の特定の工事を目途に結成される場合がある。

(2) 結成方法

特定企業体は、構成員となる企業の自由な意思に基づき、自主的に結成するものとする。

(3) 特定企業体と単体企業との混合指名及び一般競争入札等における資格要件の公示におけるその取扱い

特定企業体のみによる入札は、特に大規模であり技術的に難度の高い特殊な工事とする。それ以外の工事については、当該工事の施工能力を有すると認められる単体企業体の入札参加を認め、単体企業と特定企業体の混合による入札ができるものとする。

(4) 特定企業体の構成員数とその構成

特定企業体の構成員数は、2ないし3社とし、その構成は同一業種又は異なる業種の有資格者の中から、最上位等級に格付けされている者同士又は最上位等級及び第2位等級に格付けされている者との組合せとする。ただし、厚岸町内に本店を有する者が構成員となる場合は、第3位等級までに格付けされてい

るものとの組合せとすることができる。

2 経常企業体の運用基準

(1) 活用の対象工事

経常企業体に発注する場合は、優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成された経常企業体を対象とし、経常企業体により施工する工事は、特定企業体により施工する工事以外の工事を対象とする。

(2) 中小建設業者の受注機会確保のための活用

中小建設業者の受注機会の確保のために、前記の(1)の目的で結成された経常企業体を活用することは有用であり、このため級別格付審査時の客観的事項の総合的な加算や申請の随時受付などの特例措置を講じるものとする。

(3) 経常企業体の構成員数とその構成

円滑かつ適正な運営を確保するなどの観点から、経常企業体の構成員数は、2ないし3社で、構成は同級に格付けされている者又は直近等級に格付けされている者との組合せとする。ただし、厚岸町内に本店を有する者が構成員となる場合は、第3位等級までに格付けされているものとの組合せとすることができる。

第2 建設工事共同企業体の取扱い

1 共同企業体の資格要件等

(1) 構成員の資格要件

共同企業体の構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上あることを要件とする。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、許可を受けてから4年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

(2) 出資比率

すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であるものとする。

(3) 資格審査

ア 特定企業体

特定企業体の資格審査は、契約担当者等が申請書を受理し適格事項を審査し、申請者にその旨を通知するものとする。

なお、この場合の競争入札への参加申込みは、資格審査申請によりあったものとみなす。

イ 経常企業体

経常共同企業体の資格審査は、契約担当者等が申請書を受理し、適格事項を審査の上、申請者等に通知するものとする。

なお、この場合の競争入札への参加申込みは、単体企業に準じた取扱いとする。

(4) 資格審査の提出書類

共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書

2 特定企業体の存続期間

請負契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払いが完了したときまでとする。ただし、工事の全部又は一部につき相当期間跡請保証を付している場合には、その期間満了後検査に合格したときまでとする。

特定工事の契約の相手方とならなかった特別企業体の存続期間は、当該工事の契約が締結された日までとする。

3 経常企業体の解散

経常企業体の資格の有効期限内にその企業体が解散した場合は、契約担当者等に解散届を提出させるものとする。

4 共同企業体との契約

(1) 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とする。

(2) 請負契約書には、共同企業体協定書（写し）及び付属協定書を添付するものとする。

(3) 契約締結後共同企業体編成表を提出させるものとする。

5 様式

共同企業体に係る様式は別記によるものとする。

第3 雑則

- 1 この運用基準の実施に関し必要な事項は、町長が定めるものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

(厚岸町共同企業体実施要領の廃止)

- 2 厚岸町共同企業体実施要領（平成2年厚岸町訓令第6号）は、廃止する。

附 則（平成21年4月30日訓令第15号）

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日訓令第23号）

この訓令は、平成23年5月31日から施行し、平成23年4月22日から適用する。

附 則（令和2年6月1日訓令第54号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前に契約の締結がなされた工事請負契約については、なお従前の例による。

別記様式1

特定建設工事共同企業体
競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

厚岸町長 様

特定建設工事共同企業体

代表者住 所

商号又は名称

代表者氏名



厚岸町が発注する次の建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

工 事 名	工 事		
共同企業体構成員の 商号又は名称	所 在 地	建設業者許可の 記号・番号及び年月日	格付 等級

添付書類

特定建設工事共同企業体協定書

別記様式2その1

経常建設共同企業体
競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

厚岸町長 様

経常建設共同企業体
代表者住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

年度において厚岸町所管に係る建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

共同企業体構成員の 商号又は名称	所 在 地	建設業者許可の 記号・番号及び年月日	格付 等級
結 成 の 目 的			
工事種別の希望格付等級			

添付書類

経常建設共同企業体協定書

別記様式2その2

経常建設共同企業体
競争入札参加申込書

年 月 日

厚岸町長 様

経常建設共同企業体
代表者住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

年度において厚岸町所管に係る建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

共同企業体構成員の 商号又は名称	所在地	建設業者許可の 記号・番号及び年月日	格付 等級
結成の目的			
工事種別の希望格付等級			

添付書類

経常建設共同企業体協定書

別記様式3

特定建設工事共同企業体協定書(甲型)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 厚岸町発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行を完了するまでは解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

名称又は氏名

住 所

名称又は氏名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表し、監督官公庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い自己の名義をもって請負契約に基づく行為を行う権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 構成員の出資の割合は、次のとおりとし、当該建設工事の請負代金の変更があっても、この比率は変えないものとする。

建設株式会社 %

建設株式会社 %

建設株式会社 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、運営委員会がその価格を評価する。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、代表者の名義により設けられた別口貯金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成のとき、当該建設工事について決算(残余財産の処分を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 当該建設工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該建設工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合、構成員は第8条の規定による出資の割合によって、利益の配当を受け、又は欠損を負担する。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、この協定書に基づく権利義務を第三者に承継させてはならない。

(脱退)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 当企業体解散後、当企業体の施工した工事につきかしが発見されたときは、構成員は共同連帯して担保の責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印

の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請等のため厚岸町長に提出する。

年 月 日

	特定建設工事共同企業体	
代表者	住 所	
	名称又は氏名	印
	住 所	
	名称又は氏名	印

別記様式4その1

特定建設工事共同企業体協定書(乙型)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 厚岸町発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行を完了するまでは解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

名称又は氏名

住 所

名称又は氏名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

建築工事 建設株式会社

土木工事 建設株式会社

2 前項に規定する分担工事の価額については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるも

のとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、代表者の名義により設けられた別口座金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかきがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。
建設会社外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し各自所持するものとする。

年 月 日

特定共同企業体
代表者 住 所
名称又は氏名
住 所
名称又は氏名

印

印

別記様式4その2

特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

厚岸町発注に係る下記工事については、特別共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額(消費税分を含む)

建設工事	建設株式会社	円
土木工事	建設株式会社	円

建設株式会社外 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し各自所持するものとする。

年 月 日

	特定建設工事共同企業体	
代表者	住 所	
	名称又は氏名	印
	住 所	
	名称又は氏名	印

経常建設共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、厚岸町発注に係る建設工事(以下「工事」という。)を共同連帯して施行することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、
経常建設共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、
年 月 日に成立し、
年 月 日に解散する。ただし、存続期間満了の日において工事を施行している場合(工事の完成後、工事の請負代金等の受領等が完了していない場合を含む。)は当該工事が完成し、かつ、工事請負代金等の受領等が完了したとき又は工事につき厚岸町建設工事執行規則第12条第1項の規定に基づく跡請保証をしている場合は、当該跡請保証に係る厚岸町の検査に合格し、跡請保証金が返還されたときに解散する。

2 前項の規定による存続期間の終期(前項ただし書の場合を除く。)は、構成員全員の合意に基づいて、これを延長し、又は短縮することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

名称又は氏名

住 所

名称又は氏名

住 所

名称又は氏名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、
建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施行に関し、当企業体を代表し、監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い自己の名義をもって請負契約に基づく行為を行う権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 構成員は、金銭又はその他の資産をもって出資するものとし、その割合並びにこれに基づく損益配分等についてはその工事の契約の際、構成員全員の協議に基づき付属協定書により定める。ただし、工事費以外のものに充当するものについては運営委員会が随時定める。

2 構成員は自己の意志及び構成員全員の同意によっても前項の規定による出資の割合等を変更することができない。

3 金銭以外のものによる出資について、時価を参酌の上、運営委員会がその価格を評価する。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、代表者の名義により設けられた別口貯金口座によって取引するものとする。

(権利義務の制限)

第12条 構成員は、同一工事について競争する他の共同企業体に参加することができない。

2 構成員は、同一工事について当企業体と競争することができない。

3 構成員は、当企業体の利益に反しない限り自己のための営業を営むことができる。

4 構成員は、この協定書に基づく権利義務を第三者に承継させてはならない。

(脱退)

第13条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

第14条 構成員は、当企業体が工事の契約を締結していないときは、他の構成員と協議して企業体から脱退することができる。

2 前項の規定により構成員の1人以上が脱退したとき、当企業体は解散するものとし、代表者は競争入札参加資格申請書及び競争入札参加申込書を提出した相手方に通知するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第15条 当企業体解散後、当企業体の施行した工事につきかしが発見されたときは、構成員は共同連帯して担保の責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第16条 この協定書及び第8条第1項の規定による付属協定書に定めのない事項については、運営委員会が定める。

建設株式会社 外社は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請等のために厚岸町長に提出する。

年 月 日

経常建設共同企業体

代表者	住 所	
	名称又は氏名	印
	住 所	
	名称又は氏名	印
	住 所	
	名称又は氏名	印

経常建設共同企業体付属協定書(甲)

厚岸町発注に係る下記工事を 経常建設共同企業体が施行するため、
経常建設共同企業体協定書第8条第1項の規定に基づき、次のとおり協定する。

(工事名)

第1条 この協定書の目的である工事(以下「当工事」という。)は、次のとおりとする。

工事名	工事
-----	----

(出資の割合)

第2条 構成員の出資の割合は、次のとおりとし、当工事の請負代金の変更があってもこの比率は変えないものとする。

建設株式会社	%
建設株式会社	%
建設株式会社	%

(決算)

第3条 当企業体は、工事完成のとき、当工事について決算(残余財産の処分を含む。以下同じ。)をするものとする。ただし、当工事が完成したとき、当企業体が現に他の工事を施行しているときはその他の工事の完成の際、あわせて決算することができる。

2 当工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第4条 前条第1項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合、構成員は第2条の出資の割合によって、利益の配当を受け、又は欠損を負担する。

(脱退)

第5条 経常建設共同企業体協定書第13条第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第2条の規定による割合に加えた割合とする。

2 脱退した構成員の出資金の割合は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

3 決算の結果、利益を生じた場合において脱退構成員には利益金の配当を行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第6条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、協定書第13条第2項の規定のほか、前条各項を準用するものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり工事に関する出資の割合等について協定したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、構成員記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

経常建設共同企業体

代表者	住 所	
	名称又は氏名	印
	住 所	
	名称又は氏名	印
	住 所	
	名称又は氏名	印

別記様式 1

別記様式 2 その 1

別記様式 2 その 2

別記様式 3

別記様式 4 その 1

別記様式 4 その 2

別記様式 5 その 1

別記様式 5 その 2